

公益法人会計システム改修業務仕様書

1. 作業の概要

去る令和 6 年 12 月に公益法人会計基準が大幅に改正された（改正前の基準を「旧会計基準」、改正後の基準を「新会計基準」とする。）。新会計基準は令和 7 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されるが、令和 10 年 3 月 31 日までは経過措置期間が設けられている。一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「当会」とする。）が運用している公益法人会計システム（以下、「本システム」という。）を利用している当会及び各道府県指定協会についても、新会計基準に従う必要が生じた。

そのため、今回、当会が運用している本システムについても新会計基準に従うべく、そのシステムの改修を行うものとする。

2. 公益法人会計システムの概要

本システムは新会計基準に基づき、肉用子牛生産者補給金制度に係る経理処理システムとして運用し、利用するサーバーなどはデータセンターに設置している。当会及び各道府県指定協会からはインターネット回線及びリモートデスクトップ接続サービスを利用し、本システムを利用する仕組みとする。

各道府県指定協会とは、秋田県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県を除いた道府県協会である。

ただし、滋賀県、鹿児島県の県協会については、本システムを利用するサーバーを自団体事務所に独自に設営している。

3. 委託業務の範囲等

（1）本システムの改修作業

ア. 利用するデータベース（DBMS）の変更

今回の改修にあたり、現在、利用している DBMS である Oracle Database 23c Standard Edition 2 を PostgreSQL に変更する。利用する DBMS の変更に伴い本システムを構成する各種プログラムのデータベース接続を変更し正常に動作するようにする。

イ. 新会計基準システムへの対応

新会計基準へ対応を図るべく、本システムにおいて各種帳票の見直し、それにおける必要な入力項目等の見直しを行う。

主な概要は以下の通り。

①旧会計基準と異なり、新会計基準は、有形固定資産、無形固定資産で区分するようになる。

②新会計基準では貸借対照表、活動計算書、とそれにとまなう注記、付属明細書の

作成が必要となる。その対応を行う。

③新会計基準から、活動計算書では事業収益、事業費について、事業区分別に金額を集計・出力することとなる。その対応を行う。

④旧会計基準までは、正味財産を指定正味財産・一般正味財産と科目で区別していたが、新会計基準ではそれらの科目が統合される。そのため純資産の区分を判断できるようにその対応を行う。

改修対象プログラムは、別紙1のプログラム一覧表を参照されたい。

(2) 新会計基準に準じた肉用子牛生産者補給金制度における会計支援

データ移行の当該年度の期首残高、予算及び帳票レイアウト以外のデータについての支援及び当会、各道府県指定協会に対するシステム改修後の支援を電話、メール、リモートで実施すること。また、支援期間は契約期間内に準ずる。

(3) データ移行

データベースサーバーに PostgreSQL を実装し、各道府県指定協会と調整の上、下記のデータを Oracle Database 23c Standard Edition 2 から PostgreSQL に移行し、移行後のデータでシステムが正常に動作することを確認すること。

① 当該年度の期首残高、予算及び帳票レイアウト以外のデータ

(当該年度より前の年度のデータは移行対象としない。)

② 新会計基準に対応した仕訳例マスタのデータ

(4) 定例会の実施

受託者は、月 1 回定例会議を開催し、業務の進捗状況を業務実施計画書に基づき報告すること。

4. システム開発および動産環境

項 目	仕 様
開発言語・ツール	Microsoft Visual Studio 2022 メシウス ActiveReports for .NET Ver18.0J (レポート・印刷用) メシウス InputMan for Windows Forms Ver. 12.0J (画面入力・表示用) メシウス SPREAD for Windows Forms Ver17.0J (画面入力・表示用)
データベース	PostgreSQL
データベース・アプリケーションサーバーの OS	Microsoft Windows Server 2025
クライアント端末の OS	Microsoft Windows 11 Professional Edition

5. 納入成果物

以下の資料等を作成し、電子媒体で納品すること。特に②、③、⑤については現行資料を

基に、改修及び機能強化した項目を追加・反映したものを作成すること。納入場所は、特に指定のない場合は当会とする。

- ① 業務実施計画書
- ② 基本設計書
- ③ 詳細設計書
- ④ テスト実施報告書
- ⑤ 操作説明書
- ⑥ 打ち合わせ議事録等
- ⑦ ソースプログラム
- ⑧ データ移行確認書

6. 納入期限

令和9年3月19日（金）

7. 作業環境等

委託業務の遂行に必要な作業環境、テスト環境及び旅費等の経費についてはすべて受託者が負担すること。

8. 検収方法

納品完了後、担当職員が納品物の記載内容を検査する。検査において指摘があった場合は、担当職員の指示に従い、適切な処置を施すものとする。

9. 作業の体制・方法

受託者は、本作業を履行できる体制を設けるとともに、作業に先立ち以下の事項について書類の提示を行い担当職員の下承を得ること。なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は、事前に担当者の下承を得ること。

- ・受託者の体制図（責任者、担当者、連絡体制、受託者側の窓口）

10. 瑕疵責任

本番稼働後に障害が発生した場合は、担当職員から問合せを受けた受託者は速やかに原因究明、及び復旧作業に協力しなければならない。

なお、障害対応を行った際は、文書にて担当職員に報告を行うものとする。

11. 検収方法

納品完了後、担当職員が納品物の記載内容を検査する。検査において指摘があった場合は、担当職員の指示に従い、適切な処置を施すものとする。

1 2. 情報セキュリティに関する受託者の責任

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、当会のセキュリティポリシーに従って受託者組織全体のセキュリティを確保すること。

(2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は、当会のセキュリティポリシーに従い、受託者の組織全体のセキュリティを確保すると共に、当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。当会以外で作業を行う場合も、当会のセキュリティポリシーに従い、情報セキュリティを確保できる環境において行うこと。

(3) 受託者、受託者の作業実施場所、及び受託業務従事者に関する情報提供

受託者は、当会からの求めがあった場合に、受託者の資本関係・役員等の情報、受託者の作業の実施場所に関する情報、業務の従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供すること。

(4) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本事業に係る業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を報告すると共に情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに当会に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

①受託者によるアクセスを認める当会の情報の外部への漏えい及び目的外利用

②受託者による当会のその他の情報へのアクセス

③被害の程度を把握するため、受託者は必要な記録類を契約終了時まで保存し、当会の求めに応じて成果物と共に引き渡すこと。

④情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある事象が本事業に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中に発生し、かつその事象が受託者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受託者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。

A) 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、当会の承認を得た上で実施すること。

B) 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、当会へ提出して承認を得ること。

C) 再発防止対策を立案し、当会の承認を得た上で実施すること。

D) 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、当会の指示に基づき措置を実施すること。

(5) 情報セキュリティ監査の実施

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、当会が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、当会がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（当会が選定

した事業者による監査を含む。)。また、受託者は自ら実施した外部監査についても当会へ報告すること。情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

(6) セキュリティ対策の改善

受託者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について当会が改善を求めた場合には、当会と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

(7) 私物の使用禁止

受託者は、本調達に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。）コンピュータ及び私物記録媒体（USBメモリ等）に当会に関連する情報を保存すること及び本事業に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止し、それを管理し求めに応じて管理簿を提出すること。

1 3. 入札参加者の要件

- (1) 入札時において、令和7・8・9年度の全省庁統一資格における役務の提供等の「情報処理」及び「ソフトウェア開発」の「A」に格付けされ競争参加資格を有する者であること。
- (2) プライバシーマークの認定を受けている、又は、これと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- (3) ISO 9001 の認証を有していること。
- (4) ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001 に基づく認証を有していること。
- (5) 特別の理由がある場合を除き、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加させることはできないこととする。
- (6) 本会との契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後、2年間が経過していない場合は、本入札に参加できないこととする。
 - ア. 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ. アからエに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

- (7) 直近5年以内に肉用子牛生産者補給金制度または類似事業に係る公益法人会計基準に基づく財務・会計システムの構築・運用管理の実績があること。
- (8) 本システムの詳細を理解していること。
- (9) 日本語による意思疎通ができる者。

1 4. 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ① 受託者は、本事業その全部又は主たる部分を再委託してはならない。
- ② 受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ③ 受託者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- ④ 再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。

(2) 承認手続

- (ア) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した申請書を当会に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- (イ) 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を基金当会に提出し、承認を受けること。

以上